

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 収用の特例

Q: 先日、市の土木課の人が来て市道の用地にするので、私の土地を売ってほしいと言われましたが、税金のことが心配です。何か特例があるのでしょうか。

A: 公共事業のために土地を収用されたような場合、いくつかの課税の特例があります。

【解説】

税法上「収用等の場合の課税の特例」と言った場合、次の4つの特例があります。

(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合

収用等によって取得した補償金で替わりの資産を買った場合には、買った資産の額に相当する額の譲渡がなかったとする特例

(2) 交換処分等に伴い資産を取得した場合

収用等によって受ける補償金に代えて同じ種類の資産で補償を受けた場合には、いわば、資産を交換したことになりますが、この交換した部分については譲渡がなかったとする特例

(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合

土地区画整理法による土地区画整理事業等が行われた場合で換地を取得する場合（従前地については譲渡し、換地については新たに取得したと考えるのが税法的な見方ですが）換地に対応する従前の土地の譲渡がなかったとする特例

(4) 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除

収用等によって取得した補償金等を基として課税譲渡所得金額を計算する場合、保有期間の長短にかかわらず5,000万円を控除する特例

